

〇〇〇〇における 児童虐待対応研修

※上の〇〇には、実施される学校名等を入れるなどしてお使いください。

研修の流れ

- 1 児童虐待の基本的理解
- 2 児童虐待の発見と初期対応
- 3 虐待の通告とその後の対応



オレンジリボンマーク

1

『校内研修用プレゼンテーション資料』（時間の目安 約30分）

【説明文】

児童虐待は、大きな社会問題であり、学校等も含めた社会全体で、この問題の解決のために早急に対応していくことが求められています。

また、いじめや暴力行為、不登校など、学校における生徒指導上の諸課題の背景として、児童虐待が影響を与えているケースが少なくないことも分かってきました。

このような背景のもと、幼児児童生徒に対する効果的な指導を進めていく上で、教職員・保育従事者一人一人が、児童虐待に関する正しい知識と対処法を身に付けることが必要になっています。

本日の研修は、3つの内容について説明します。

- 1 児童虐待の基本的理解
- 2 児童虐待の発見と初期対応
- 3 虐待の通告とその後の対応

「児童福祉法」
「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、
「児童虐待防止法」）で使用される言葉

児童

- 18歳に満たない者

保護者

- 親権を行う者
- 未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの

監護

- 監督、保護すること

2

説明の前に、ここで使われる言葉について確認をしておきます。「児童虐待の防止等に関する法律」は以下、児童虐待防止法と表現します。この法律で使われている「児童」、「保護者」について確認しておきます。

まず、「児童」というのは、18歳に満たない者をいいます。民法の改正もありましたが、国際的には、児童の権利条約などと同じです。高等学校の場合、児童である者と児童でない者の両方が在籍していることとなります。また、18歳を境に、適用される法律や制度が変わるということも理解しておきましょう。

次に、「保護者」というのは、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの」をいいます。監護とは、「監督し、保護すること」という意味です。児童手当の現況届等に記載がある言葉ですので、児童手当を支給されている方は、お子さんの監護の有無について○を付けたことがあると思います。つまり、保護者には、親であっても児童の養育を他人にゆだねている場合は保護者ではなく、親の内縁関係にある人であっても、現実に監護している場合は保護者に該当するということです。

こういったことを踏まえて説明を聞いてください。

1 児童虐待の基本的理解

- (1) 児童虐待の定義と種類
- (2) 児童虐待による子どもへの影響
- (3) 教育現場の役割と責務

3

1 「児童虐待の基本的理解」

ここでは、次の3点について説明します。

- ①児童虐待の定義と種類
- ②児童虐待による子どもへの影響
- ③教育現場の役割と責務

(1) 児童虐待の定義と種類

「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為

身体的虐待

- 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

性的虐待

- 児童にわいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること

ネグレクト

- 保護者としての監護を著しく怠ること

心理的虐待

- 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、配偶者に対する暴力、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

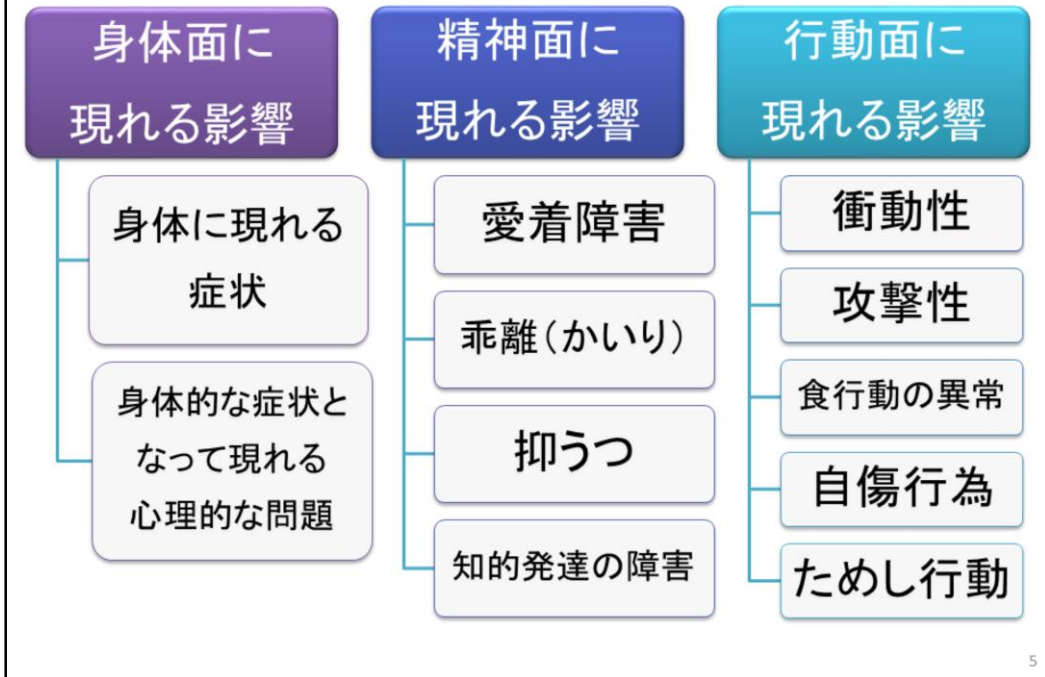
4

「児童虐待の定義と種類」については、「児童虐待防止法」第2条に、保護者がその監護する児童に対して行う次の行為を「児童虐待」として定義しています。虐待行為の内容としては、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト(保護の怠慢)及び心理的虐待の4種類が定められていますが、多くの事例においては、いくつかの種類の虐待が複合していることに注意する必要があります。

保護者以外の同居人による児童に対する身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待を保護者が放置することもネグレクトに含まれます。また、児童の目前で配偶者に対する暴力が行われること(DV)は、直接児童に対して向けられた行為ではなくても、児童に著しい心理的外傷を与えるものであり、心理的虐待に含まれます。このDVに伴っては、子ども自身が直接暴力などの虐待を受けている場合もあることに留意する必要があります。

いずれにせよ、虐待は、家族の構造的な問題を背景として起きており、保護者の成育歴、就労や家計の状態、居住状況、ストレスの状態、心身の問題、子どもの障害や疾病等の育児負担の問題、望んだ妊娠であったのかどうかという問題など、多様な要因によって起きていることを理解しておきましょう。

(2) 児童虐待による子どもへの影響



児童虐待は、子どもの心身に深刻な影響をもたらします。虐待の影響は、虐待を受けていた期間、その態様、子どもの年齢や性格等により様々ですが、身体面、精神面、行動面に共通した特徴が現れます。

身体面に与える影響として、栄養不良による発育・発達の遅れのように身体に現れる症状、不安を言葉にできない子どもが訴える頭痛、腹痛、疲労感など身体的な症状があります。

精神面では、愛着障害や知的発達の遅れ、行動面では、衝動性や攻撃性、自傷行為等があります。

各学校における生徒指導上の諸課題の背景には、児童虐待が影響を与えている可能性があります。

(3) 教育現場の役割と責務

「児童虐待の防止等に関する法律」

(児童に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

第3条は、何人も、本来保護すべき児童を虐待してはならないことを規定するものであること。本条にいう「虐待」とは、第2条で定義されている保護者による児童虐待のみならず、幅広く児童の福祉に害する行為や不作為を含むものであること。

H12年11月20日 児発第875号 厚生省児童家庭局長通知
「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について

6

では、教育現場には、どのような役割と責務が求められているのでしょうか。

児童虐待防止法において定められていることを確認しましょう。

まず、第3条において、「児童虐待をしてはならない」と児童虐待を禁止しています。

ここにいう児童虐待は、幅広く児童の福祉に害する行為等を含んでいます。

「児童の権利条約」にも、第19条に「保護者が子どもを監護している間、子どもが暴力を振るわれたり酷く扱われたりしないように、国は子どもを守らなければならない。」とされています。

(3) 教育現場の役割と責務

親権者による体罰の禁止

「児童虐待の防止等に関する法律」

(親権の行使に関する配慮等)

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

体罰とは、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当する。

「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」

R2年2月 厚生労働省

7

令和元年6月の改正で、第14条「親権の行使に関する配慮等」に、児童のしつけに際して体罰を加えること、監護や教育に必要な範囲を超える懲戒について、禁止することが追加されました。

体罰とは、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当します。

加えて、子どもをけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動は、子どもの心を傷付ける行為で「子どもの権利」を侵害します。

(3) 教育現場の役割と責務

「児童虐待の防止等に関する法律」

(児童虐待の早期発見等)

第5条 児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を努めなければならない。

3 正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

5 児童及び保護者に対して、虐待防止のための教育・啓発に努めなければならない。

8

第5条に、学校、教職員の責務について4つ規定されています。

学校、教職員等は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める義務があること。

児童虐待の予防・防止や虐待を受けた児童の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を努めること。

虐待防止のための子ども・保護者への教育・啓発に努めること。

そして、令和元年6月の改正で、正当な理由がなく、児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないことが付け加えられました。

(3) 教育現場の役割と責務

「児童虐待の防止等に関する法律」

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、市町村や児童相談所等へ通告しなければならない。

3 秘密漏示罪の規定や守秘義務に関する法律は、通告の義務の遵守を妨げるものではない。

通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大された。これにより虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることとなり、児童虐待の防止に資することが期待されることである。

なお、こうした通告については、法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないものと考えられる。

H16年8月13日 雇児発第0813003号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について

9

第6条には、通告の義務を規定しています。通告には、虐待の事実、確証は必要ありません。一般的に考えて「疑わしい」と感じたら通告します。

第3項では、「守秘義務は、通告の義務の遵守を妨げない」と明記されており、通告に際し、教職員として知り得た情報の提供ができることから、できるだけ多くの情報を児童相談所等に伝達します。

「通告」という言葉は非常に重く、仰々しい印象を受けますが、相談や連絡と同様で、他機関との連携への一歩と考え、通告をためらうことのないようにしなければなりません。

2 児童虐待の発見と初期対応

- (1) 児童虐待早期発見の視点
- (2) 児童虐待の初期対応
- (3) 性的虐待の理解と対応

10

2 「児童虐待の発見と初期対応」

ここでは、次の3つについて説明します。

- ①児童虐待早期発見の視点
- ②児童虐待の初期対応
- ③性的虐待の理解と対応

(1) 児童虐待早期発見の視点

- 何かいつもと違う…？
- どこか不自然だ…？

チェックリストの活用を！

(3) 児童虐待チェックリスト (児童生使用)

平成 年 月 日 (前 分記入)

記入者 (児童生活との関係)

姓 氏名 生年月日

1 子どもの様子

体・身なり等の様子

□ 感傷系 () on
 □ 感傷系 () ke
 □ 動機でできない不自然なげ、繰り返すげ ()
 □ けがの様子 ()
 □ 身体が不衛生
 □ 衣服が汚れている
 □ 季節や気候にそぐわない服装をしている

保護者とのかわり

□ 保護者がいなく急と急に養育が滞りゆかになる
 □ 家に寄りかからない
 □ 外出

学校での生活

□ 遅きつく
 □ 遅刻頻度
 □ 異常な言葉遣い ()
 □ 異常な行動 ()
 □ 理由の不十分な遅刻や欠席が多い、あるいは急に増えた
 □ 新学期の始動が乏しく、元気がない
 □ 授業中の教員からの立ち多感 □ 授業での非行 ()
 □ 大人の顔色を伺う □ 大人への反抗的な態度
 □ 物られること、近づかれることをよく嫌がる
 □ 頭痛、腹痛、嘔吐等を経験し訴える
 □ 持続的な夜間泣き・無気力感 □ 睡眠不安定
 □ 教室中に異常な声を出す □ 登校拒否など出さない
 □ 授業中の失敗がよくある □ 他人へのいじめ
 □ 生活物への破壊行為 □ けがやけがを繰り返す
 □ けがやけがを繰り返して異常な言動を示す
 □ 過激 □ 異常

その他

□ 異常な不規則な行動・異常な言動がある
 □ リストカットなどの自傷行為がある

2 保護者の様子

子どもとのかわり

□ 人間で子どもを愛しくなる、弱く
 □ 子どもに対して無関心で態度が冷たい
 □ 責めを伴わない、非難を伴わない
 □ 子どもを虐待してよく見ている

学校とのかわり

□ 様子や態度が変化しやまずい、イライラしている、余裕がないように見える
 □ 非礼な言動を繰り返してくる
 □ 子どもを虐待の様子を具体的に話さない
 □ 子どもがけが、登校拒否の理由について質問すると、話に矛盾があったり、内容が怪しい箇所を繰り返す
 □ 子どもが熱を出したり、具合が悪くなった時に保護者に連絡しても、緊急性を察知してはいないのが判る
 □ 言葉遣いが悪い、話しかけても乗ってこない
 □ 連絡が取りにくい
 □ 家庭訪問、相談などのキャンセルが多い、行事に参加しない
 □ 家庭訪問を拒否する。家の中が綺麗に整えられており不衛生である
 □ 夫婦関係や経済状態が悪く、生活にストレスになっている
 □ 情緒不安定が定常。アルコール依存、薬物依存がある

知照での状況

□ 話の保護者や近隣の聞き取りが困難、孤立している
 □ 家庭に対する近隣の聞き取りが困難

3 その他発見したこと

※虐待の発見、対応の協議の調子の参考として活用してください。

11

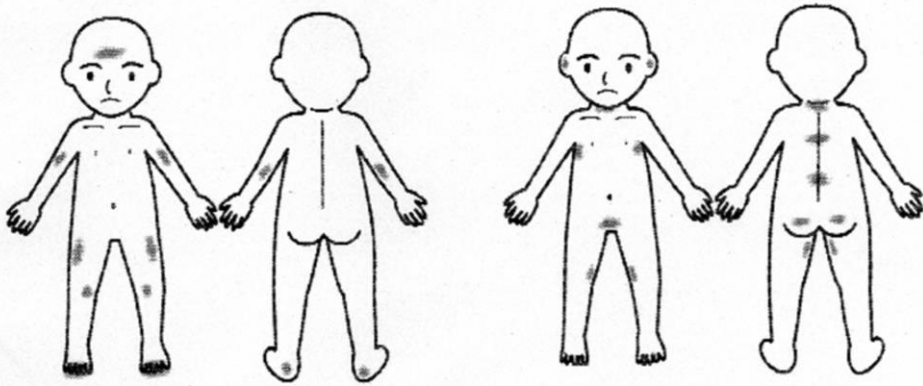
児童虐待を早期に発見するための視点ですが、子どもはほとんどの場合、自分から進んで「虐待されている」とは言い出しません。またどんなに辛くても、親の悪口を言うことにも強いためらいを持っています。この二つのことは、子どもの年齢が低ければ低いほど強まる傾向があります。

学校は、子どもが長時間過ごす場所であり、教職員は、子どもの虐待を発見しやすい立場にあります。子どもの言動、身体の傷、服装等に関する異常など子どもの様子や、健康診断時、保健室の利用時等から、「何かいつもと違う」「どこか不自然だ」という感覚を大切にしなければなりません。教育相談やアンケートなどで、子どもから何らかの訴えがある場合もあります。

日常的な観察や健康診断、家庭訪問などを通じて虐待の兆候等を把握する上で、「児童虐待チェックリスト」等を活用することも有効です。

(1) 児童虐待早期発見の視点

身体的虐待と不慮の事故による外傷部位の相違



<事故でけがをしやすい部位> <虐待によるけがが多い部位>

骨張っているところ

柔らかいところ
引っ込んでいるところ
隠れているところ

12

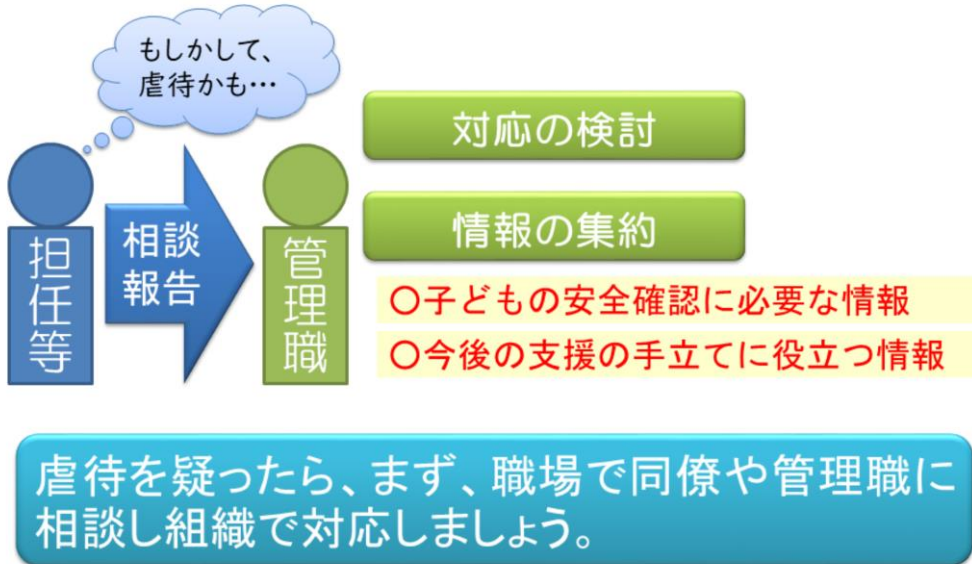
また、身体的虐待と不慮の事故による外傷にはそれぞれ特徴があることを覚えておきましょう。

基本的には、不慮の事故による外傷は、例えば、額(ひたい)・鼻・顎(あご)・肘・膝など骨張っているところに生じやすいのに対して、児童虐待による外傷は臀部(でんぶ)や大腿(だいたい...太もものこと)内側など柔らかいところ、頸部(けいぶ...首の部分)や腋窩(えきか...わきの下のこと)などの引っ込んでいるところ、外陰部などの隠れているところに起こりやすいという特徴があります。

本人や保護者の受傷原因についての説明と矛盾する外傷は、身体的虐待を疑う必要があります。

(2) 児童虐待の初期対応

①相談と報告



13

では、児童虐待を疑ったときには、どのように対応したらよいでしょうか。

児童虐待を疑ったときには、「子どもの安全を守る」観点から対応を検討する必要がありますが、もっとも大切なのは、校内の危機管理体制の整備です。危機管理体制とは、日頃から、子どもに関する重要な情報は確実に管理職へ届くようなシステムをつくり、組織としての判断、対応ができる体制のことです。

(〇〇〇学校では、(管理職の、生徒指導主事の)先生を中心に、〇〇〇〇委員会があり、しっかり機能しています。)

まずは、「相談と報告」についてです。虐待の態様は複雑で、一人の力や一つの機関では解決できないことが多いものです。一人で抱え込むことは、介入のタイミングが遅れてしまったり、問題を一層複雑・深刻化させてしまったりすることもあります。子どもに心配な様子が見られたら、同僚に相談することや管理職に報告することが必要です。

(2) 児童虐待の初期対応

②校内組織会議の開催

<協議事項例>

- 情報収集、情報共有・分析
- 通告について検討
- 初期対応の検討
- 役割分担 等

チーム全体の
対応力向上



虐待の疑惑を裏付けるための証拠を見つける
といった犯人捜しのような姿勢にならないこと

14

虐待への対応は、子どもと保護者双方への支援、地域の関係者や複数の関係機関との連携が必要であり、非常に長期にわたる場合が多くあります。組織対応のため、校内組織会議の開催が必要です。情報収集と校内における協議は同時進行で行いますが、新たな情報は、いつも協議の場で吟味される必要があります。通告についての検討や初期対応の検討、役割分担等についても協議を行い、チーム全体の対応力を高めることが大切です。

しかし、「虐待の確証」を得ようとして協議と情報収集を続けることで、時間ばかりが経過し、事態の悪化が進むことは避けなければなりません。

(2) 児童虐待の初期対応

③子どもへの対応

子どもからの聴き取りのポイント

- 子どもの置かれた状況について、あらかじめ関係者間で**共通理解**しておく。
- 子どもがリラックスできる、**静かで落ち着いた場所**で行う。
- 子どもが話した内容は**推察を加えず**、できるだけ**正確に記録**をする。
- 子どもがひどい状況を話しても驚かず、動揺を見せないようにする。
- 子どもからの**聴き取りは、できる限り少ない回数**にする
- 子どもと「誰にも言わない」「親には言わない」等の約束をしない。

子どもの心理状態

虐待されていると認識していない

虐待されているとは言い出せない

保護者を悪く言うことができない

保護者から見捨てられる不安

子どもの言葉だけで判断しない

15

子どもの安全確認を行い、今後の支援の手立てに役立つ情報を得るために、子どもが置かれている状況について、子ども自身から聴き取る必要がありますが、事前にどのようなように行うかなどについて協議しておくことが望ましいです。

外傷がある場合にも、誘導にならないよう、「どんなふうに、けがをしたの？」などとオープンクエスチョン形式で尋ねることが適切です。また、子どもの心理状態を考えると、聴き取った言葉だけで判断しないよう留意する必要があります。

子どもからの聴き取りのポイントを、スライドに提示していますが、虐待に関する児童からの詳しい聴き取りは、専門の部署が対応するほうが望ましく、学校関係者はあまり踏み込んだ聴き取りや度重なる質問はしないほうがよいと考えられます。

※オープンクエスチョン形式

…「はい」「いいえ」などで答えられない、回答者が自由に考えて答えられる質問

(2) 児童虐待の初期対応

④ 保護者への対応

保護者への対応のポイント

- 校内組織会議で、事前に十分検討しておく。
- 面接や家庭訪問は、**複数の教職員で当たる。**
- 家庭訪問を拒否する場合には無理をせず、来校を促すなど面接の機会を作る。
- 矛盾した話をする場合は、**指摘や追及をせず**、その理由や意図を考えながら聞く。
- 虐待だけを話題にすることや**批判をすることなどはせず**、保護者の話を聞く。
- 家庭訪問や面接が終了した後は、速やかに**その状況(事実)を記録**する。

保護者の心理状態

子育ての悩み等で
追い詰められている

自分自身の行為に
苦しんでいる

責めるような発言

子どもに更なる危害
が加えられる可能性

子どもに心配な様子が見られた場合には、経過を見守るのではなく、必ず保護者へ連絡を入れて事情を聞くようにします(保護者に事情を確認します)。

保護者に事情を聞いても、「子どもの安全」の観点から不安が完全に払拭されない場合、保護者に対して、心配な様子が繰り返されるようであれば、早期に学校等へ連絡を入れるように伝えます。併せて、連絡がないようであれば、児童相談所や警察等へ連絡しなければならない義務があることも説明しておきましょう。

そのようにしておくことは、市町村の子ども福祉担当課や児童相談所、警察が子どもや保護者へ介入した後も、関係性を維持していくための布石になりますし、危機管理の視点からも有効です。

子どもが置かれている状況について保護者から聴き取る際にもポイントをスライドに提示していますが、外傷の原因が不明確であっても、「お子さんは〇〇〇と言っていました。」と伝えることはやめてください。虐待の疑いに気づいても、保護者を責めるような発言は、子どもに更なる危害が加えられる恐れがあるので、避けてください。

(2) 児童虐待の初期対応

⑤記録の重要性

根拠の記録

具体的に、時系列で

子どもの訴えの記録

言葉、表情、態度

情報の記録

伝聞情報との区別

保護者の話の記録

経過に従い、具体的に

傷やあざ等については、大きさや位置を明確にして、絵などで記録する。

17

そして、組織として、対応を検討していくためには、初期段階から記録を残しておくことが重要です。学校での記録が、判定時の資料や支援のための貴重な情報となるので、正確な記録を心掛けることが大切です。虐待を疑った根拠となる事象について、具体的なことが分かるように、虐待を疑ったときから時系列で記録します。子ども自身から訴えがあった場合、語られた言葉をそのまま記録し、その際の表情、態度も記録しましょう。情報については、直接確認できた情報と伝聞情報は、はっきりと区別したり、事実と推論は明確に書き分けたりするなど、留意して記録しましょう。保護者からの電話や面談は、日時や内容、様子を経過に従って具体的に記録しましょう。

傷やあざ等の記録ですが、保護者の許可を得ないまま写真を撮ることは避けましょう。帰宅後、子どもが保護者へ話をする可能性があるからです。記録が必要な場合は、大きさや位置を明確にして、スケッチやメモなどで詳細に記録を残します。その際には、子どもに不安を与えないような十分な配慮が必要です。

(3) 性的虐待の理解と対応

性的虐待の特徴

①発見が難しい

外見的な証拠が見つかりにくい。
子ども自身がその事実を否認する。

②対応が難しい

年齢が高くなるほど、精神症状や問題行動が多発する。

心的外傷後ストレス障害を引き起こす等
心身の健康に与える影響は深刻

要因

加害者と被害者の関係（親密さ）
子どもを守る保護者がいない
虐待期間が長期に及ぶことが多い 等

18

性的虐待の対応については、他の虐待とは違う、より慎重な対応が求められます。

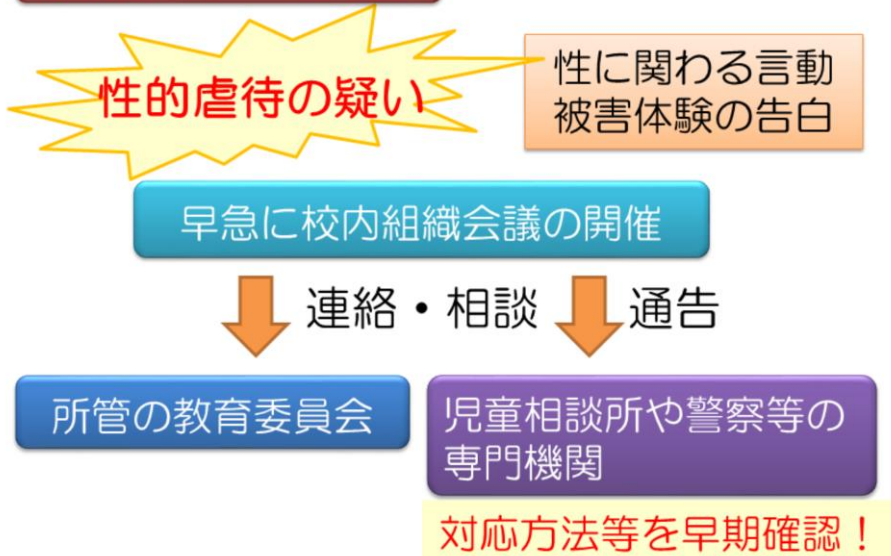
性的虐待は、発見が難しいだけでなく、専門機関においても事実を確認することが難しく、対応には高度な専門性が必要です。

教職員は、性的虐待の特徴を踏まえるとともに、対応の特殊性について理解を深めておくことが大切です。

性的虐待は、子どもに心的外傷後ストレス障害(PTSD)を引き起こすことも多く、心身の健康に与える影響は深刻です。症状が重篤になる要因には、加害者と被害者の親密さ、子どもを守る保護者がいない、虐待期間が長期に及ぶことが多いなどがあります。

(3) 性的虐待の理解と対応

性的虐待への対応



19

性的虐待が見つかるケースとしては、小学校低学年段階では、性に関わる言動、中学生・高校生では、子どもからの告白(相談)によって発見されることが多いです。

性的虐待が疑われる場合には、子どもに何回も聴き取るような積極的な情報の収集や確認をするのではなく、早急に校内組織会議を開催し、所管の教育委員会に連絡するとともに、児童相談所に通告することが重要です。その際、どのように対応すべきか、留意点等を確認します。

障害や発達に特性のある子どもについては、自身が性的虐待と認識できなかったり、周囲に伝えることが困難であったりすることもあり、速やかに関係機関と連携を取り合い、協議することが大切です。

3 虐待の通告とその後の対応

- (1) 通告の判断に当たって
- (2) 関係機関との連携
- (3) 保護者からの要求に対して

20

3 「虐待の通告とその後の対応」

ここでは、次の3つについて説明します。

- ①通告の判断に当たって
- ②関係機関との連携
- ③保護者からの要求に対して

(1) 通告の判断に当たって

通告を判断するに当たってのポイント

- ① 確証がなくても通告すること
- ② 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ③ 保護者との関係よりも子どもの安全を優先すること
- ④ 通告は守秘義務違反に当たらないこと

子どもの権利擁護の観点から、常に子どもの安全と福祉を優先し、事態を前進させるために通告しましょう。

21

児童虐待防止法では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを通告しなければならない」と定めています。そして、通告を判断する上で、虐待の確証は必要ありません。

教職員は、虐待する現場を直接見ることはないため、伝聞・推測情報が中心となり、「どこまでが虐待か」「保護者との関係がこじれる」等の迷いやためらいが生じると思います。しかし、保護者との関係悪化を恐れて重大な事態に至ってしまった事例があることに留意しなければいけません。

また、通告した子どもの状態が虐待かどうかを判断するのは、学校等ではなく、通告を受けた市町村の子ども福祉担当課や児童相談所などの役割です。

そのため、学校等は、通告をためらったり遅れたりして、最悪の結果を招くことのないようにしなければなりません。

(1) 通告の判断に当たって

児童相談所への通告を判断するポイント

- ① 明らかな外傷(打撲傷、内出血によるあざ等)があり、身体的虐待が疑われる場合
 - ② 生命、身体の安全に関わるネグレクト(栄養失調、医療放棄等)があると疑われる場合
 - ③ 性的虐待が疑われる場合
 - ④ 子どもが帰りたくないと言った場合(子ども自身が保護・救済を求めている場合)
- 上記①～④以外の緊急性が低い場合
 - どこに通告したらよいか迷う場合
⇒市町村子ども福祉担当課等へ連絡

22

虐待の通告は、緊急性が低い場合や通告の判断に迷った場合は市町村子ども福祉担当課へ、スライドにある①～④に該当するような緊急性が高い場合は児童相談所に対して行います(①～④を読む)。

市町村の担当が不在の場合や夜間休日に通告する場合、子どもの安全のために速やかに対応するという観点から、児童相談所へ連絡してください。

(1) 通告の判断に当たって

警察への通報を判断するポイント

- ① 明らかな外傷(打撲傷、内出血によるあざ等)があり、身体的虐待が疑われる場合
- ② 生命、身体の安全に関わるネグレクト(栄養失調、医療放棄等)があると疑われる場合
- ③ 性的虐待が疑われる場合
- ④ この他、子どもの生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合

事案の
概要

危険性
緊急性の
状況

通告の
有無

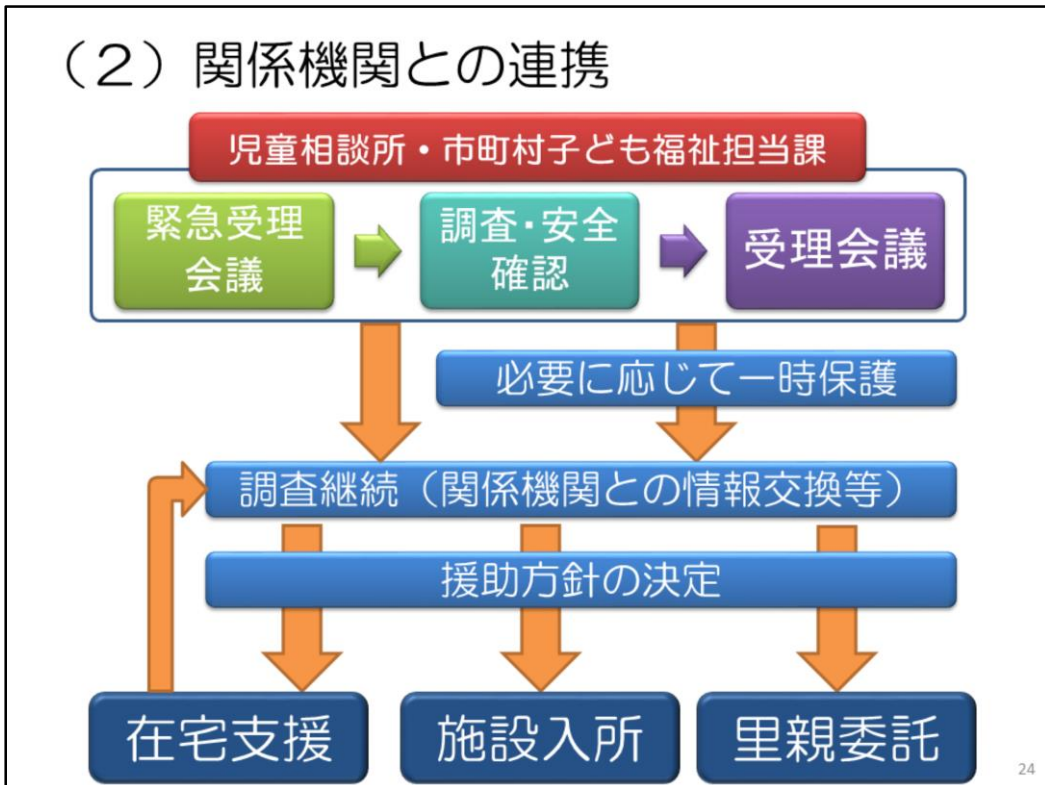
児童相談所の
対応状況

23

また、スライドにある①～④の場合については、警察にも通報します。①～③は児童相談所の場合と同じですが、④は、「この他、子どもの生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合」です。

警察への通報に際しては、事案の概要のほか、子どもの生命・身体の安全に対する危険性、緊急性の状況、児童相談所への通告の有無及び対応状況を明確に伝えます。通報後の警察活動にも協力するようにします。

(2) 関係機関との連携

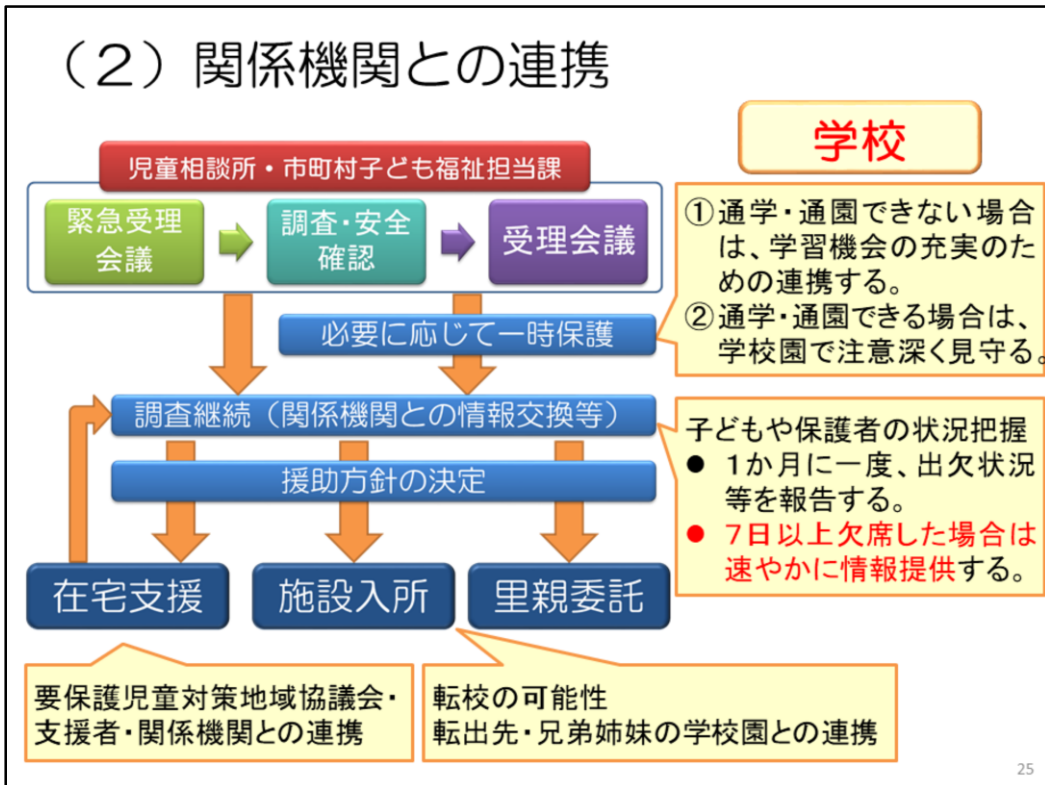


通告後は、関係機関とどのように連携するのでしょうか。

通告を受けた市町村の子ども福祉担当課は、虐待対応の一義的機関として、まず、緊急受理会議を開催して、子どもの安全確認を行うとともに、緊急性や要保護性が高いと判断した場合は、これを児童相談所へ送致します。

児童相談所は、通告を受けると、緊急受理会議を開催して、子どもの安全確認を行うとともに、緊急性が高いと判断した場合は、一時保護を含めた対応を決定します。その後、一時保護の実施の有無に関わらず、さらに調査や面接をすすめ、援助方針を策定し、関係者や関係機関と協働しながら支援を行います。

(2) 関係機関との連携

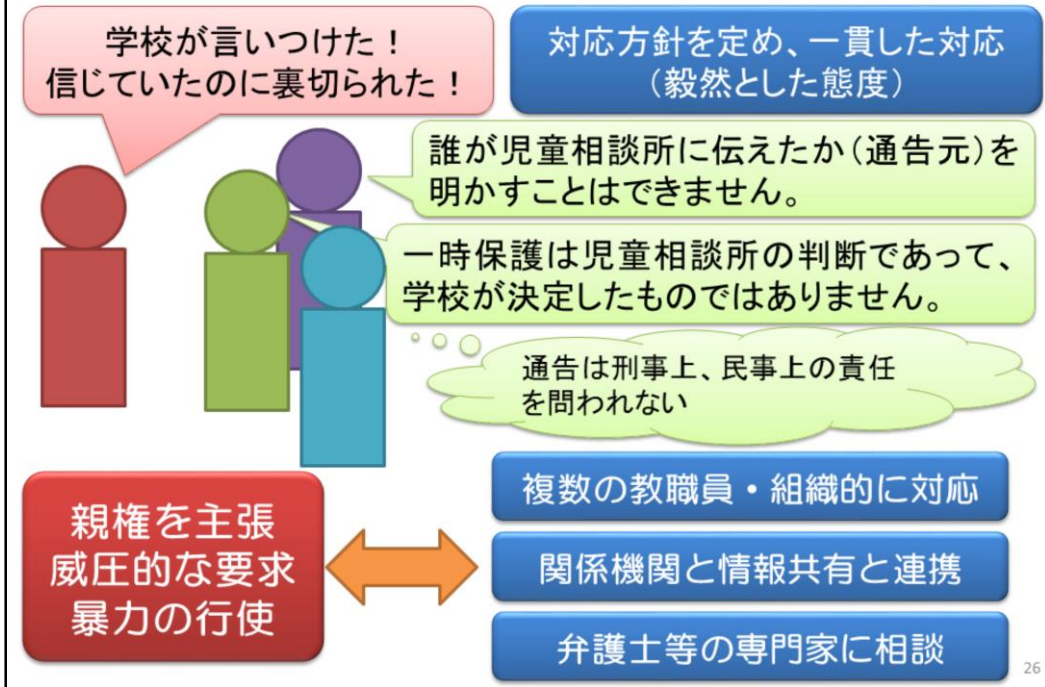


通告後も学校の対応は終わりません。一時保護中は、原則登校できませんし、外部と連絡を取ることもできません。しかし、子どものサポートとして学校関係者の面会は重要ですので、児童相談所と連絡を取り合い、開始時期や回数等決める必要があります。他にも学習機会の充実のため、児童相談所等と教育委員会・学校が連携して必要な対応を行います。

在宅支援になれば、市町村の要保護児童対策地域協議会（要対協）の一員として、地域の支援者や関係機関と連携して子どもの支援を展開していくことになります。子どもや保護者の状況を把握し、定期的に情報提供を行うこととなりますが、長期間学校を欠席し、家庭訪問等を行っても本人に面会できない場合はその情報を、また、面会できた場合はその様子等を確認し、必要に応じて関係機関と情報共有して対応します。要保護児童については、学校を欠席する旨やその理由について保護者から説明を受けている場合であっても、その理由にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合、速やかに市町村や児童相談所に情報提供することが必要です。

そして、施設入所や里親委託になれば転校の可能性もあり、転出先の学校だけでなく兄弟姉妹が通う学校とも連携を行うことが重要になります。他にも、児童相談所が中心に策定した支援計画に沿って、関係機関と連携して支援をしていく必要があります。

(3) 保護者からの要求に対して



26

通告後、保護者から様々な要求が出されることがあります。

例えば、児童相談所が子どもを一時保護した場合、保護者が学校に押しかけて、「学校が言いつけた」、「先生に裏切られた」など言うことも考えられます。この場合、一時保護は児童相談所の権限や責任で行われたことを明確に伝えることが重要です。

また、虐待を認知するに至った経緯や通告元を教えるように求められても保護者に伝えないこと、児童相談所や市町村子ども福祉担当課と連携して対応することが重要です。

保護者からの威圧的な要求や暴力の行使が予想される場合には、複数の教職員で対応する、教育委員会等の設置者に連絡した上で、組織的に対応することが大切です。そして、速やかに市町村子ども福祉担当課・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報を共有し、連携して対応することが必要です。

(3) 保護者からの要求に対して

通告したのは誰だ？誰が、何の証拠で通告したんだ？条例に則って、個人情報の開示請求ができるはずだ。

対応方針を定め、一貫した対応
(毅然とした態度)

通告元は明かせません。開示請求されましたら、法令に照らして検討させていただき、回答することになります。

複数の教職員・組織的に対応

関係機関と情報共有と連携

弁護士等の専門家に相談

個人情報保護条例に照らして検討
所定の手続きで「不開示」とする

本人(子ども)に代わっての
個人情報保護条例に基づく
開示請求

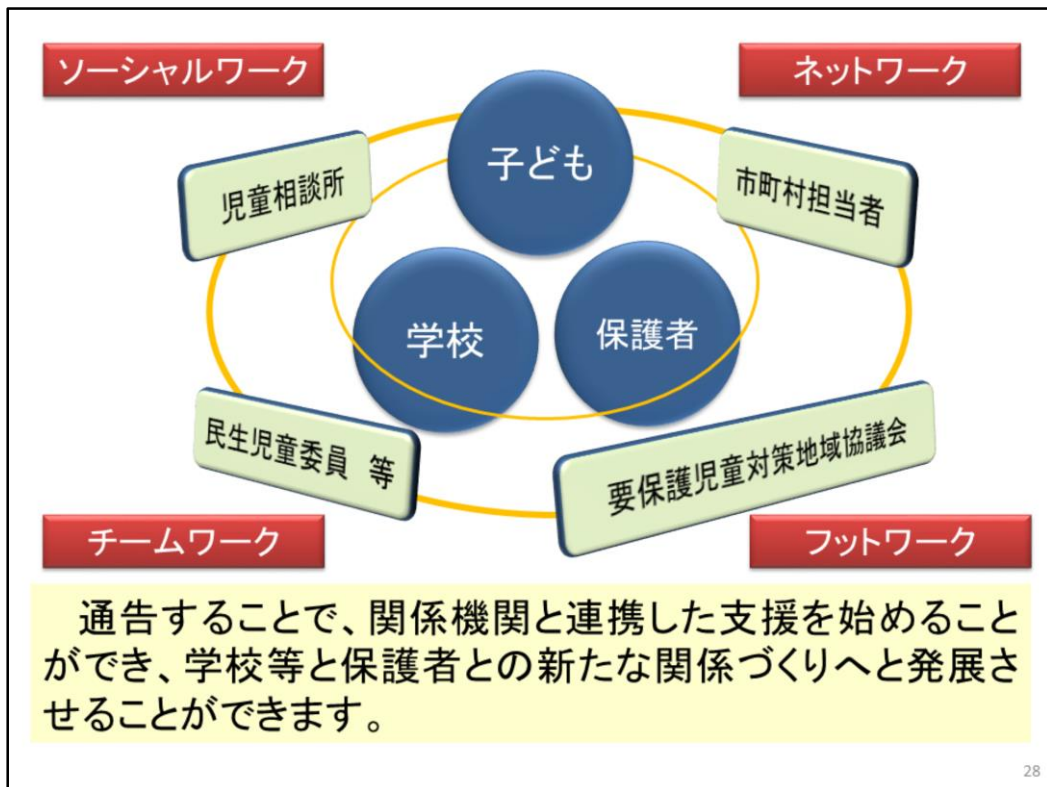
岡山県個人情報保護条例の場合、
第16条(保有個人情報の開示義務)の2に、「開示請求者の生命、健康、生活
又は財産を害するおそれがある情報」は開示しなくてよいとなっている。

27

保護者が、個人情報保護条例に基づく開示請求をしてくる場合もあります。

学校において作成または取得した虐待に関する個人の記録は、各学校に適用される個人情報保護条例に基づき適切に取り扱われることとなります。保護者が子どもに代わって、開示請求をしてきたときには、開示することにより子どもの生命または身体に支障が生ずるおそれ、子どもの権利利益を侵害するおそれがないか等、個人情報保護条例に照らして検討し、所定の手続きに則って不開示とすることについて検討する必要があります。(岡山県の場合は、岡山県個人情報保護条例の第16条にその条文がありますし、岡山県個人情報保護条例施行規則第5条に開示決定通知を行う文書についても記載されています。各市町村で条例の確認をお願いします。)

これらの対応について法的な助言が必要な場合は、県教委が実施している弁護士による法律相談の制度、岡山型スクールロイヤー制度を活用することができます



28

児童虐待の防止には、学校だけでなく社会全体で取り組んでいく必要があります。学校や関係機関等が連携して対応するための「4つのキーワード」を紹介して、まとめとします。

一つがソーシャルワーク。子どものSOSは親のSOSです。地域の情報もキャッチできる組織づくりと連携が大切です。次に、学級担任だけに任すのではなく、全教職員が情報共有し、早期に組織で支援できる体制をつくっておくチームワーク。それから、教職員や関係機関が連携し、お互いをカバーしていく協力体制としてのネットワーク。最後に、すべての関係者が、役割分担を明確にし、行動するフットワーク。

通告することによって、関係機関と連携した支援が始まり、「虐待を受けた子どもをどう支援していくのか」という視点で、学校と保護者、関係機関等とが協働しながら、継続的な支援を行っていくことができるのです。

児童虐待の防止に向けて、保護者や地域への啓発にも取り組んでいきましょう。

以上で、説明を終わります。

参考文献

- 「教職員・保育従事者のための
児童虐待対応の手引き(第二版)」(平成30年3月)
- 「人権教育指導資料Ⅶ
児童虐待防止編」(平成24年3月)
※県教育庁人権教育課HPからダウンロードできます。

- 「学校・教育委員会等向け
虐待対応の手引き」(令和元年5月)
- 研修教材「児童虐待防止と学校」
※文部科学省HPからダウンロードできます。

- 「子どもたちを児童虐待から守るために
-養護教諭のための児童虐待対応マニュアル-」
(公益財団法人 日本学校保健会)

※必要に応じて利用してください

○「子どもが心配」チェックリスト

(児童生徒用)

○「子どもが心配」チェックリスト

(幼児用)

○学校における対応の流れチェックシート

○校内研修プログラム

虐待の発見、対応の協議の際などの参考として、教育庁
人権教育課のホームページよりダウンロードして、ご活用
ください。